

2 楽しく学ぶことができる学校教育を進める

(1) 幼稚園教育を充実する

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

特に近年は就学前教育への区民意識が高まり、幼児教育施設に対して、より高次元の教育サービスが求められる、さらに、核家族化や共働き世帯の増加などにより、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきている。

このような状況の中で、幼稚園や保育園の果たす役割はますます大きくなっている。

区内では、3～5歳児の64.1%が幼稚園に入園し、そのうち95.5%が私立幼稚園児であることから、幼児教育に私立幼稚園の果たす役割は大きい。

近年の出生率の低下により、園児数は昭和48年の16,190人をピークとして減少し、昭和60年には9,922人となった。

平成22年5月1日現在の園児数は10,673人であるが、半数以上の幼稚園では定員に満たない状況である。

区では、私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的として、入園料および保育料の助成制度を実施している。21年度は、約15億7,485万円を助成した。さらに、住民税が一定限度額以下の世帯には、入園料と保育料の減免を行い、就園の機会を確保している。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助、施設整備資金の利子補給、心身障害児保育委託、学級補助員配置助成等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘あかね、光が丘むらさき、光が丘わかば、光が丘さくらの5園があり、22年5月1日現在の園児数は475人である。

この5園全園において、心身障害児を受け入れ、健常児と一緒に教育を行っている。

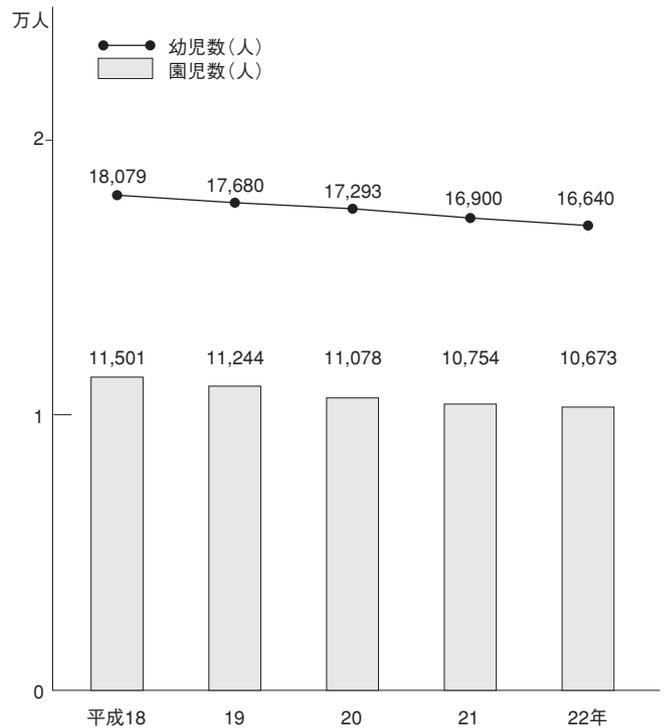
区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況

幼児数・幼稚園児数 平成22年5月1日現在
保育所入所者数 平成22年4月1日現在

区 分	3歳児 人(%)	4歳児 人(%)	5歳児 人(%)	計 人(%)	
幼 児 数	5,638 (100)	5,405 (100)	5,597 (100)	16,640 (100)	
幼稚園 園児数	区立5園 — (—)	226 (4.2)	249 (4.4)	※475 (4.3)	
	私立42園	3,411 (60.5)	3,318 (61.4)	3,469 (62.0)	10,198 (61.3)
	計	3,411 (60.5)	3,544 (65.6)	3,718 (66.4)	10,673 (64.1)
区立・私立保育所 入所者数 計	1,596 (28.3)	1,598 (29.6)	1,627 (29.1)	4,821 (29.0)	
幼稚園・保育所 合 計	5,007 (88.8)	5,142 (95.1)	5,345 (95.5)	15,494 (93.1)	

※区立幼稚園の計(%)は4・5歳児を対象とする。

幼児数に占める幼稚園児数の推移



注：幼児数は各年5月1日現在の3～5歳児(住民基本台帳による)。園児数は各年5月1日現在、練馬区内の幼稚園に入園している人数

(2) 小中学校の教育内容を充実する

〔教育指導と学校支援〕

教育基本法の精神に基づき、教育委員会の教育目標を受け、学校教育と社会教育の緊密な連携の下に、人間尊重の精神を尊び、心身ともに健康・安全で知性と感性に富み、広く国際社会において信頼と尊敬が得られる人間性豊かな子どもの育成を図る学校教育を推進する。

●教育指導の充実

教育の今日的課題を踏まえ、学校の教育の成果や改善すべき点を明確にし、すべての教職員が学校生活全般における子どもの理解に努めるとともに連帯意識を持ち、意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、その趣旨を十分に理解し、豊かな心を育成し、確かな学力の定着・向上や健康の保持増進・体力の向上を図るため、指導内容や指導方法の工夫・改善を図り、授業の質的向上に努めるなど、指導力を高めるよう具体的な実践研究に取り組んでいる。

- ① 教育課程編成への調査・評価など適正な管理を行っている。
- ② 教育委員会（教育指導課）の学校訪問により学校の課題等に対し学校と一体で取り組んでいる。（平成21年度 27校に訪問）
- ③ 教職員の資質の向上を図り、職務を十分に遂行できるよう、教育委員会では各種研修会を実施している。（21年度 新規採用教員研修会など25分野の研修会、総数92回を実施）

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

あらゆる偏見や差別をなくすため、すべての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を具現化できるよう学校における教育活動全体を通して、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、地域の人々とかかわる活動の場や機会を積極的に拡充し、社会の一員としての自覚を育て、社会貢献の精神の育成を具体的に図っている。

- ① 教員で構成する「人権教育推進委員会」による研修の充実を図っている。（平成21年度実績7回）
- ② 人権尊重教育推進校（21年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告による啓発を実施している。
- ③ 心のふれあい相談員（小・中学校全校）、スクールカウンセラー（小学校7校・中学校全校）を配置し、子どもの相談を受けるなどの支援を行っている。
- ④ 不登校の子どもを支援するため、「ネリマフレン

ド」の派遣や長期に欠席している子どもの実態調査、研修会を実施し、さらに、教員の加配を実施している。（21年度 中学校1校）

- ⑤ 社会の一員として自覚と勤労観・職業観を育成するために中学校生徒の職場体験を実施している。（21年度 中学校全校）

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、確かな学力の向上を図り一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや成就感を体得できるよう教育の充実を図っている。

- ① 一人ひとりの子どもの確かな学力の向上を図るために
 - ・学力向上支援講師を配置している。（平成21年度 小学校47校・中学校17校）
 - ・子どもの基礎学力向上ときめ細かな指導の工夫改善のために教員の加配を実施している。（21年度 小学校63校、中学校24校）
- ② 日本人としてのアイデンティティをはぐくみ、国際社会に貢献できる態度や能力を培うために
 - ・中学校生徒が英語を理解し、英語で表現できる基礎能力を身に付けさせるため、英語の授業に外国人を助手として配置している。（21年度 中学校全学級）
 - ・小学校児童が英語に対する親しみを感じてもらうため、外国語活動指導員を配置している。（21年度 小学校5・6年生）
 - ・世界の人々の生活や文化に対する理解を深め、国際的な交流の機会などを生かし自己表現力やコミュニケーション能力の育成を図るため中学校生徒の海外派遣を実施している。（21年度は新型インフルエンザのため休止）
 - ・「学びの連続性」「きめ細かな指導と評価」「子どもと教師が向き合う時間的ゆとり」の確保・充実を図るため、二学期制を導入している。（21年度 小・中学校全校）

●特色ある学校づくりと家庭・地域との連携を図った教育を推進するために

子どもたちが安心して、楽しく学び集える学校教育を創造し、特色ある学校づくりを推進するため、各学校（園）が創意工夫して取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

- ① 特色ある学校づくりを推進している。
 - 平成21年度 各学校の取組例（一部）
 - ・留学生や外国人の方を招き、交流を通しての異文化理解と自国文化について考えを深める取組
 - ・校内にビオトープや自然体験ゾーンをつくり、自然とのかかわりを深める取組

- ・地域の人材を講師として招き、「昔遊び」「地域の歴史の話」「伝統芸能」などを指導してもらう取組
 - ・学校農園や地域の農家の畑を借りて、大根作りなどの農作業体験を行う取組
 - ・和室を活用し、日本の伝統文化（琴、茶道、華道、日舞、能、狂言等）に親しむ活動を行う取組
- ② 学校評議員や保護者などを委員とする関係者評価委員会を設置し、学校評価の推進に努めている。

●特別支援教育

区では、これまで区立小・中学校の心身障害学級の整備を進め、障害のある児童・生徒の将来の自立へ向けた教育を行ってきた。しかし、現在の社会のノーマライゼーションが進展する中で、児童・生徒の障害の重複化、多様化を始め、通常の学級に在籍している配慮を必要とする児童・生徒への教育的支援等、更なる教育の充実が急務となってきている。

こうした中、国や東京都では、従来の心身障害教育から障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて必要な支援を行う「特別支援教育」への転換に向けた考え方が示された。区においても、これまでの心身障害教育の成果やこうした国や都の動向を踏まえ、特別支援教育の実施に向けた取組を進めてきた。

学識経験者・医師・保護者等の代表・学校関係者等を委員として平成17年12月に設置した「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」では、特別支援教育を推進するに当たっての基本的な考え方や具体的な取組について検討を行い、その検討結果を19年3月に「練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告」としてまとめた。

区ではこの検討結果に基づき、学校の指導の内容や方法を充実させ、学校全体で支援を行う体制を整えるとともに、学校巡回相談等による学校への支援や関係機関との連携の構築を進めている。

●特別支援学級

知的な面や身体の発達に障害のある子どもが、社会のかけがえのない一員として、生涯にわたり、生きがいを持って充実した生活が送れるようになるためには、適切な時期に、適切な教育の場で、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切である。

また、持っている能力を十分に発揮できるようにするには、手厚い配慮のもとに、意欲を持って、のびのびと学習できる環境を用意することが必要である。

特別支援学級は、障害の多様化、重複化の傾向に対応して、知的障害のある子ども、情緒面に障害のある子ども、ことばやきこえに障害のある子ども（言語障害・難聴）、目の不自由な子ども（弱視）のために、特別に整備された教育環境を用意して、それぞれの障害と程度に応じた教育活動を実施している。

区では、昭和29年に旭丘中学校および旭丘小学校に知的障害学級を設置して以来、逐次、障害別学級の新・増設を行ってきており、平成22年度は北町小学校、上石神井北小学校、南田中小学校に知的障害学級の増設を行った。22年5月1日現在、特別支援学級を設置する学校は、小学校21校、中学校12校を数える。

これらの学級では、子どもたちの発達の段階や特性に応じた適切な指導を行い、子どもたち自身が自らの障害を克服し、強く生きようとする意欲を高めるための実践を行っている。

特別支援学級〔小学校〕

平成22年5月1日現在

学 校 名	種 別	学級数	児童数
旭 丘 小	知 的 障 害	2	9
〃 〃 〃	難 聴 等	1	11
〃 〃 〃	情 緒 障 害	4	39
豊 玉 第 二 小	知 的 障 害	4	28
中 村 西 小	弱 視	1	8
南 町 小	言 語 障 害	3	46
北 町 小	知 的 障 害	1	7
北 町 西 小	知 的 障 害	2	24
練 馬 第 三 小	知 的 障 害	5	38
〃 〃 〃	情 緒 障 害	3	25
練 馬 東 小	知 的 障 害	2	15
田 柄 小	情 緒 障 害	4	34
光が丘四季の香小	情 緒 障 害	5	42
光が丘春の風小	知 的 障 害	4	29
光が丘第八小	知 的 障 害	5	35
石 神 井 小	難 聴	1	17
〃 〃 〃	言 語 障 害	4	67
石 神 井 東 小	情 緒 障 害	3	26
石 神 井 西 小	知 的 障 害	2	11
上 石 神 井 北 小	知 的 障 害	1	6
関 町 小	情 緒 障 害	3	27
大 泉 小	知 的 障 害	4	29
〃 〃 〃	情 緒 障 害	3	21
〃 〃 〃	言 語 障 害	3	53
大 泉 東 小	知 的 障 害	5	37
大 泉 学 園 小	知 的 障 害	4	32
南 田 中 小	知 的 障 害	1	7
計(21校)	5 障 害	80	723

特別支援学級〔中学校〕

平成22年5月1日現在

学 校 名	種 別	学級数	生徒数
旭 丘 中	知 的 障 害	2	13
豊 玉 第 二 中	情 緒 障 害	5	45
中 村 第 二 中	知 的 障 害	2	15
開 進 第 二 中	難 聴	1	8
開 進 第 三 中	弱 視	1	1
練 馬 中	知 的 障 害	2	11
光が丘第三中	知 的 障 害	4	28
石 神 井 中	知 的 障 害	2	14
上 石 神 井 中	情 緒 障 害	2	17
南 が 丘 中	知 的 障 害	3	17
谷 原 中	知 的 障 害	1	6
大 泉 中	知 的 障 害	5	36
計(12校)	4 障 害	30	211

特別支援学校

平成22年5月1日現在

学 校 名	種 別	在籍数
石神井特別支援学校 (小・中・高)	都 立 知的障害	人 241
大泉特別支援学校 (小・中・高)	都 立 肢体不自由	124
旭出学園(特別支援学校) (小・中・高・専攻)	私 立 知的障害	98
計		463

●校外授業

みどりの少なくなった都会を離れ、澄んだ空気と自然の中で健康増進を図るとともに、その土地の歴史、社会、そこに生息する動植物、地形の観察などを学習し、また、児童・生徒相互および教師との日常の学校生活では得られない交流を図ることを目的に、校外授業を積極的に推進している。小学校では移動教室、中学校では移動教室および臨海・林間学校を、軽井沢、下田、武石、岩井の各少年自然の家を宿泊施設として行っている。このほか、中学校では関西または東北方面への修学旅行を実施している。

校外授業実施状況

平成21年度

区 分	場 所	日 数	参加 人数	参加 校数
移動教室 (小学5・6年)	軽井沢、下田、武石、 岩井	(5年) 2泊3日	人 5,810	校 69
		(6年) 3泊4日	5,651	69
移動教室 (中学2年)	軽井沢(湯の丸スキー場) 武石(番所ヶ原スキー場)	3泊4日	4,140	34
臨海学校 (中学1年)	下田、岩井	3泊4日	3,410	34
林間学校 (中学1～3年)	軽井沢、武石	3泊4日	476	6
修学旅行 (中学3年)	関西方面、東北方面	2泊3日	4,718	34

注：臨海・林間学校は希望参加

●総合教育センターの学校教育事業

総合教育センターは、①学校教育の質的向上 ②社会教育の充実振興 ③地域住民の相互交流や活動の場の提供などを目的に開設したものである。
(総合教育センターの生涯学習事業については163ページに掲載)

総合教育センターの学校教育事業は、教育研究関連事業と教育相談関連事業に大別される。

1 教育研究関連事業

(1) 教職員研修

教職員の指導力、資質向上のために、教職員対象の各種研修会を実施している。

- ①パソコン研修会 (平成21年度延べ431人参加)
- ②音楽実技研修会 (21年度1回22人参加)
- ③理科実技研修会 (21年度5回延べ166人参加)
- ④教育研究基礎講座 (21年度2回延べ19人参加)

(2) 教育情報の収集と提供

各種の教育研究資料 (22年3月31日現在4,440点)、教育図書 (3,954冊)、通信簿などの教育関連資料を収集し、研究資料室で教職員や区民が閲覧できるようにしている。資料はインターネットによる検索が可能である。

(3) 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6～7月にかけて14日間開催し、さらに、採択替えの年度には10日間特別展示会を開催している。21年度は特別展示会を6月6日～6月18日、法定展示会を6月19日～7月4日 (6月13日、日曜日は除く。)に開催した。

なお、展示した教科書は、附設の教科書センターに

保存展示し、教職員および区民が常時閲覧できるようにしている。

(4) 科学教室

科学に興味を持つ小・中学生を対象に、科学的な見方、考え方を育てるため、小学校科学教室と中学校科学教室を開催している。

① 小学校科学教室は、年間を通して体系的のある内容とするため、4期制 (第1期小5対象5・6月5回、第2期小4～6対象7月5回、第3期小4・5対象10・11月5回、第4期小4～6対象2月1回) で実施している。(21年度延べ400人参加)

② 中学校科学教室は、夏休み中5日間、冬季1日で実施している。(21年度延べ36人参加)

(5) 教育研究活動

① 児童・生徒基礎調査

昭和56年度から、小・中学校における学級経営や生活指導に資することを目的として、児童・生徒基礎調査を行っている。平成14年度までは隔年実施であったが、16年度からは毎年実施している。21年度は「子供たちの人とのかかわりは、今」について調査・報告を行った。

② 練馬区教育研究員

教員の指導力向上を図ることを目的として、18年度から教育指導課と連携して練馬区教育研究員制度を発足させた。21年度は7分科会 (小・中学校理科、中学校外国語、小学校体育、中学校保健体育、小学校外国語活動、特別支援教育) で研究を行い、成果を報告書にまとめた。

教育相談実施状況 (練馬・光が丘・関教育相談室合算)

[来室教育相談件数]

平成21年度

相談内容	対象			就学前			小学生			中学生			高校生			その他			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
学 校 ・ 学 習	4	4	8	124	79	203	112	82	194	50	47	97	5	7	12	295	219	514			
対人関係・集団 (社会) 生活	10	1	11	193	45	238	43	17	60	13	6	19	3	1	4	262	70	332			
家族関係・家庭生活の問題	10	8	18	61	39	100	31	18	49	4	5	9	2	1	3	108	71	179			
身体に出てくる問題	2	2	4	9	11	20	3	3	6	—	—	—	—	—	—	14	16	30			
不安・自信喪失	4	2	6	19	21	40	7	11	18	4	5	9	—	2	2	34	41	75			
精神疾患患	—	—	—	—	1	1	1	3	4	—	2	2	—	1	1	1	7	8			
発達の問題	10	3	13	105	20	125	47	14	61	15	2	17	1	—	1	178	39	217			
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
合 計	40	20	60	511	216	727	244	148	392	86	67	153	11	12	23	892	463	1,355			

[電話教育相談件数]

平成21年度

[処置別相談回数]

平成21年度

相談内容	計
学 校 ・ 学 習	198
対人関係・集団 (社会) 生活	120
家族関係・家庭生活の問題	91
身体に出てくる問題	12
不安・自信喪失	11
精神疾患患	—
発達の問題	42
その他	113
合 計	587

相談内容	対象			計
	子ども	保護者	担任等	
初 回 面 接	332	397	3	732
継 続 面 接	7,894	7,240	69	15,203
小 計	8,226	7,637	72	15,935
担任等連携相談	/			4
学校訪問相談				31
緊急対応				—
小 計	/			35
合 計				15,970

(6) 学校教育相談活動

学校教育相談活動を通して児童・生徒の理解を深め、それを基本とした教育活動の推進ができるよう研修会を実施するとともに、各種啓発活動を行う。

- ① 学校教育相談研修会の実施（21年度延べ993人参加）
- ② 学校教育相談啓発誌『ふれあい』の発行（年3回総合教育センター広報誌『銀杏』と合併して発行）
- ③ 保護者対象家庭教育講演会の開催（21年度2回延べ96人参加）
- ④ 全教員対象講演会の開催（21年度1回21人参加）

2 教育相談関連事業

(1) 教育相談室

総合教育センター分室である練馬・光が丘・関の3つの教育相談室では、教育・心理・医療の専門相談員が、区内の幼児・児童・生徒の発達の過程で生じた諸問題の相談に応じ、健やかに成長できるよう援助している。

① 来室教育相談

問題に応じて、カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法等を行う。相談の経過の中で他機関の紹介を行うこともある。

② 電話教育相談

電話により助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ 家庭訪問教育相談

相談受理ケースのうちで、来室する保護者の努力だけでは問題解決の進展が望めず、家庭訪問が有効と判断される場合、保護者の同意を得て、相談員が家庭への訪問を行う。

⑤ 保護者対象講演会

不登校児童生徒の保護者を対象に講演会等を実施している。（21年度講演会2回延べ50人参加、懇談会5回延べ32人参加）

(2) 適応指導教室

総合教育センターの適応指導教室（小学生対象は「フリーマインド」、中学生対象は「トライ」）では、区内在住の不登校児童生徒に対して、心の安定を図るための相談活動を基本に、集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツ等のグループ活動や児童生徒一人ひとりが希望する学習活動を行い、学校生活に復帰できるよう援助している。

(3) 登校支援対策事業

① 学校訪問相談事業

学校の要請により、不登校など、教育相談にかかわる内容を有する校内研修会等に心理学の専門家や学識経験者を講師または指導助言者として派遣して

いる。

21年度の派遣回数は83回、延べ1,937人の教員が参加した。

② 登校支援研修

21年度から、教員向けに登校支援研修を実施した。（21年度3回延べ108人参加）

③ ソーシャルスキルトレーニング（SST）

19年度から、学校へ講師を派遣し、SSTを実施している。（21年度2校、8回延べ630人参加）

また、教員がその技能を身に付け、学校で実施できるようにSSTリーダー養成研修会を21年度から開始した。（21年度2コース各4回延べ138人参加）

〔適応指導教室実施状況〕

平成21年度

教室名	参加者数	活動日数
	人	日
フリーマインド	32	194
トライ	133	194

(3) 教育環境を整備する

●施設の整備

1 校舎の改築

昭和30年代中ごろから、児童・生徒の急増対策のため、多くの学校を新設するとともに、木造校舎から鉄筋コンクリート造へと改築を行ってきた。

現在、これらの校舎の一部は建設後50年を迎えつつあり、子どもたちにとって安全で快適な教育環境を保持し、教育内容の多様化等に対応するため、計画的な改築を必要としている。

平成15年度には、光和小学校の校舎を鉄筋コンクリート造校舎としてはじめて改築し、19年度からは、豊玉南小学校の校舎、20年度からは、谷原小学校の校舎の改築を進めている。

2 学校体育館等の整備

児童・生徒の体育実技の向上を図るため、施設の老朽の程度を考慮しながら、小・中学校体育館およびプールの改築を行っている。18年度までに、体育館については小学校14校・中学校13校、プールについては小学校9校・中学校12校を改築した。20年度には、南田中小学校の体育館を改築し、併せてプールの改築を進めている。

3 校舎等の大規模改修工事

(1) 耐震診断および補強工事

児童・生徒の安全を確保することはもとより、学校施設は、大規模震災時の「避難拠点」という位置付けから、学校の建物には十分な耐震性能を確保することを求められる。

全区立小・中学校103校中、耐震診断が必要な校舎に

については12年度までに診断を完了し、必要な補強工事を順次実施している。その結果、21年度までに小学校42校、中学校17校の校舎の耐震性が確保された。学校体育館については17年度までに診断を完了し、21年度までには小学校63校、中学校34校の体育館の耐震性が確保された。

18年6月に策定した「練馬区公立学校等施設整備計画」に基づき、22年度には、小学校15校・中学校7校の校舎補強、小学校5校の体育館補強工事を予定しており、23年度までに耐震化率を100%にする予定である。

(2) 施設の維持管理

安全で快適な教育環境を確保するとともに建物の耐用年数を引き伸ばすためには、施設設備の維持管理が最も重要であることから、学校施設の点検や補修・改修等を随時実施し、適切な維持管理に努めている。特に、校舎外壁の亀裂や屋上防水の劣化等については早急な対応を図るとともに、教室やトイレの整備など施設設備の改善や充実を図るための改修工事を計画的に実施している。

学校施設の主な改修工事実施状況

平成21年度

改修工事件名	小学校	中学校
	(延べ)	(延べ)
① 外 壁 改 修 工 事	4校	1校
② 屋 上 防 水 改 修 工 事	4校	1校
③ 耐 震 補 強 工 事	18校	7校
④ ト イ レ 改 修 工 事	6校	1校
⑤ 給 水 設 備 改 修 工 事	3校	—校
⑥ 水 飲 栓 直 結 給 水 化 工 事	3校	—校
⑦ プ ー ル 改 修 工 事	2校	—校
⑧ プ ー ル ろ 過 機 改 修 工 事	3校	2校

4 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

5 学校の緑化

学校の特徴に応じた緑化を推進するとともに、環境への負荷の少ない快適で、みどり豊かなうらおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識をはぐくみ環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化やみどりのカーテン（壁面緑化）、屋上緑化の整備などに取り組んでいる。21年度には、北町小学校、練馬小学校、石神井東小学校、石神井西小学校、石神井台小学校、富士見台小学校、大泉第三小学校校庭の芝生化、三原台中学校の屋上緑化を実施した。

6 環境への配慮

太陽光発電設備や太陽熱を利用した給湯システムなど、自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入している。15年度に竣工した光和小学校では、太

陽光発電や太陽熱給湯を始め、風力発電、雨水のトイレ洗浄水利用などの設備を導入し、国から全天候型のエコスクールとして認定を受けている。

●学校給食の充実

1 学校給食

区では、自校調理方式、総合調理場方式（通称センター方式）、親子調理方式の3方式により、小・中学校全校で完全給食を実施している。

総合調理場は、第二総合調理場を練馬二丁目に設置している。

(1) 献立

学校給食における児童・生徒1人1回当たりの摂取基準は文部科学省「学校給食摂取基準」により示されている。

これを基に「学校給食の標準食品構成表」に沿って栄養バランスのとれた献立を作成している。

献立作成に当たっては、食育との関連を重視し、児童・生徒にとって適切な栄養摂取による健康の保持増進を図るとともに、安全で衛生管理に配慮した給食の提供に努めている。

(2) 米飯給食

区では昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3回実施している。

日本の食生活の根幹である米飯を通じて、児童・生徒にとって望ましい食習慣の形成を図っている。

(3) 衛生管理

必要に応じて保健所の協力および助言等を受けつつ、各学校等に対する安全衛生巡回指導や栄養職員・調理員への研修を実施するなどにより、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、学校給食の安全で衛生的な実施に資するため、使用する食材料や出来上がったおかずについて、定期的に専門の検査機関に依頼して細菌・農薬・添加物等の検査を行い、手指・調理器具類等の大腸菌群の拭取り検査の実施にも取り組み、衛生管理の徹底に努めている。

学校給食実施状況

平成22年5月1日現在

区 分		小学校	中学校
自 校 (75校)	給食実施食数 学 校 数	31,638食 54校	10,842食 21校
親 子 校 (18校)	給食実施食数 学 校 数	3,187 7	3,411 11
センター校 (6校)	給食実施食数 学 校 数	1,952 4	972 2
計 (99校)	給食実施食数 学 校 数	36,777 65	15,225 34

学校給食費の状況（月額保護者負担分） 平成22年度

区 分	自校調理校		センター調理校	
	親	子	調	理
小 学 校	円		円	
	低学年	3,930	低学年	3,610
	中学年	4,170	中学年	3,820
中 学 校	高学年	4,500	高学年	4,080
	5,150		4,680	

2 センター調理校の自校調理化計画

食育の「生きた教材」として、学校ごとのきめ細やかな調理を可能とし、学校独自の献立など食に関する指導の充実を図るため、学校給食の調理方式を「センター方式」から「自校調理方式」に改善していく。併せて計画的に給食室の整備を行う。

3 学校給食調理業務民間委託の導入

新行政改革プランに基づき、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。委託の内容は、調理業務、配缶、運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業であり、献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、これまでどおり学校と教育委員会が責任を持って行うものである。平成22年4月現在、41校が委託を行っている。

●教材等の整備

1 教材・教具の整備

区では独自の「教材教具整備標準」を設け、これに基づいて各教科の教材および教具の整備・充実を進めている。

- ・教材教具の中で高額なものは品目を定め計画的に更新をしている。
- ・文部科学省の新整備方針に基づく教育用コンピュータの整備をしている。

中学校は平成10年度に1校当たり41台、小学校は11年度に1校当たり21台のパーソナルコンピュータをコンピュータ教室に整備した。13年度は、全小中学校でインターネットへの接続を開始した。

学校ICT環境整備事業として、21年度に全小・中学校に電子黒板を各校1台、デジタル放送受信可能テレビを各校4台整備した。

2 校具の整備

教育環境の充実には、学校用家具（校具）類の整備は欠かすことができない。

区では、児童・生徒が使用している学習机・椅子を始め、理科室、音楽室等特別教室の校具について整備を行っている。

●学校災害

学校における安全教育や安全管理の普及充実および児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付を目的として、独立行政法人日本スポーツ振興センター法が制定されている。区では、これに基づき独立

行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額945円（要保護は年額65円）で、区が全額負担している。

学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

児童・生徒の災害発生と給付額 平成21年度

区 分	加入者数	災 害 発生数	災 害 発生率	給 付 額
	人	人	%	円
小学校	34,397	1,505	4.4	15,212,668
中学校	14,000	895	6.4	26,920,488
計	48,397	2,400	5.0	42,133,156

●小・中学校の現況

平成22年5月1日現在、区立小学校は65校、区立中学校は34校あり、それぞれ34,325人の児童と13,788人の生徒が在籍し、学級数は小学校が1,082学級、中学校が412学級となっている。児童数は昭和54年の52,452人、生徒数は昭和57年の24,114人をピークに減少傾向が続いていたが、児童数については平成13年から微増の傾向に変化し、近年は横ばいとなっている。

区立小・中学校の児童・生徒・教員数 平成22年5月1日現在

区 分	小 学 校	中 学 校
学 校 数 (校)	65	34
学 級 数 (学 級)	1,082	412
児 童 生 徒 数	男 (人)	17,759
	女 (人)	16,566
	計 (人)	34,325
1学級当たり(人)	31.7	33.5
教 員 数 (人)	1,582	782
1 教 員 当 たり 児 童 ・ 生 徒 数 (人)	21.7	17.6

●区立学校の適正配置の推進

現在、区立小・中学校の児童・生徒数は、少子化の影響により、昭和50年代のピーク時の約6割まで減少し、全体として区立学校の小規模化が進んでいる。一方、宅地開発等の影響により、児童・生徒数が増加傾向の学校もある。過小規模校や過大規模校における教育指導上や学校運営上の課題に的確に対応し、学校教育の充実と教育環境の整備を図るため、区立学校の適正配置を進める必要がある。

区では、「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（平成17年4月策定）」に基づき、光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編する「区立学校適正配置第一次実施計画」を20年2月に策定した。

統合の組合せおよび実施時期等

	統合の対象校	新校名(位置)	統合の実施時期
1	光が丘第一小	光が丘四季の香小 (高松五丁目24番1号)	平成22年4月
	光が丘第二小		
2	光が丘第三小	光が丘春の風小 (光が丘七丁目2番1号)	
	光が丘第四小		
3	光が丘第五小	光が丘夏の雲小 (光が丘三丁目6番1号)	
	光が丘第六小		
4	光が丘第七小	光が丘秋の陽小 (光が丘二丁目1番1号)※	
	田柄第三小		

※平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間は、光が丘二丁目6番1号

統合を円滑に進めるため、20年5月、統合の組合せごとに、校長および保護者や地域の代表などで構成する統合準備会を設置し、21年度は、統合新校の校章・校歌、通学路の安全確保などについて協議を行った。

●小中一貫教育校の設置

近年、児童・生徒の心理的・身体的成長が早まっていることや小学校から中学校への環境の変化に伴い教育指導上の課題が生じる傾向があることに鑑み、区では、新長期計画（平成18年度～22年度）に基づき、23年4月に小中一貫教育校を設置することとした。

小中一貫教育校では、児童・生徒が9年間の一貫した教育課程と学習環境の下で学ぶことにより、児童・生徒一人ひとりの個性を重視した教育の充実を図る。

20年11月、「練馬区立小中一貫教育校設置に関する基本方針」を策定し、同年12月、大泉学園桜小学校と大泉学園桜中学校を小中一貫教育校に選定した。

21年5月、校長および保護者や地域の代表などで構成する練馬区立小中一貫教育校推進委員会を設置し、教育内容、学校経営、施設整備、就学、統一校名、統一校歌、統一校章などについて検討し、小中一貫教育校の23年4月の開校に向けた準備を進めている。